

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長狩野 仁志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その評価を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定致しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループ（金額的に重要性が僅少である会社を除く）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高予算の概ね2/3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、当社グループの内部統制に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

#### 1．当社グループにおける財務報告に係る内部統制の不備

当社は、次の項目に起因して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するための決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用が不十分でありました。

適切な相互チェック・承認体制を整備するに足る人員が不足していること。

決算スケジュールどおりに各種資料を作成し監査人に提出できないこと。

適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な知識及び経験を有した人材が不足し、重要な誤謬が発生し、監査人から多くの指摘を受けたこと。

当社は、当連結会計年度の決算にあたり、当期末をもって決算実務担当者が退職したため、上記の状況が発生いたしました。退職が期末日と同日であったため、人材の補充を行いました。決算・開示・監査対応において上記のような決算・財務報告プロセスの運用に不備を生じさせることとなりました。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、管理部門全体としての知識及び経験を強化し、追加的な人材の募集、外部の専門家の活用も含め、適切な内部統制を整備していく方針です。

## 2. 当社連結子会社株式会社ネクスグループにおける財務報告に係る内部統制の不備

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社の連結子会社である株式会社SJIにおいて、平成27年3月期に係る内部統制報告書にて、検出された不備の是正を図るため、平成27年1月30日に設置した外部の専門家からなる社外委員会の助言・指導と、同年8月7日に受領した検証報告書をもとに、再発防止の策定と運用に取り組んでまいりました。

これらの内、内部通報制度及びコンプライアンス研修については、決算日変更により当該事業年度末が平成28年3月31日から平成27年10月31日となり、社内規程・ルール等の整備は完了したものの、是正処置の運用を評価するための十分な期間を得られなかったため、有効であると評価するには至りませんでした。

株式会社SJIは、開示すべき重要な不備の是正のため、

内部通報制度においては、内部通報に顧問弁護士による社外通報窓口を設置し、通報者保護を強化した運用を開始しております。

全社的なコンプライアンス意識向上のために、役員研修、社員研修、入社時研修を計画し、実施しております。

その後、重大な内部統制上の不備事象は発生しておりません。引き続き実施した業務改善策の運用を確認し、必要に応じてさらなる改善策を実施する方針です。

株式会社ネクスグループとしても、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、役員を派遣し、監視体制及び情報共有の強化を図ることにより、適正な内部統制を整備、運用する方針です。

また、当社といたしましても、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、株式会社ネクスグループ及び株式会社SJIに是正のためのアドバイスをしていく方針です。

なお、当社は、監査人より指摘を受けた必要な修正はすべて連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

以上

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。